平成２６年（フ）第３０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区17棟107号、旧住所埼玉県春日部市備後東１丁目３番１号
債務者　後藤　保幸
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区17棟107号、旧住所埼玉県春日部市備後東１丁目３番１号
債務者　後藤　敏江
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６５８号
埼玉県狭山市大字上奥富89番地の２　ブリーズ狭山102
債務者　藤宮　重雄
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６５９号
埼玉県狭山市大字上奥富89番地の２　ブリーズ狭山102
債務者　藤宮　敬子
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県飯能市大字川寺736番地２、前住所埼玉県飯能市大字岩沢993番地１　第１田渕ハイツ202
債務者　野村　忠宏
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５号
埼玉県所沢市緑町４丁目３番12―202号　ウエンズ４．３．12、住民票上の住所埼玉県所沢市けやき台１丁目31番地の５　パルナス新所沢101
債務者　山崎　雄介
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２号
埼玉県富士見市大字水子5018番地　荒居コーポ103
債務者　佐藤　　明
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７号
埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番15号　キャッスルマンション302
債務者　遠藤　拓郎
１　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１０４０号
千葉市中央区大巌寺町455番地５　グランシャリオⅡ102号
債務者　伊藤　清之
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区６棟103号
債務者　大波伸一郎
１　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１０号
千葉県市川市若宮３丁目10番７―304号若宮マンションＤ棟
債務者　宮本　納幸
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３８号
千葉県船橋市金杉１丁目15番23号
債務者　高橋　家繼
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４４号
千葉県市川市下貝塚１丁目17番12号
債務者　佐々木克夫
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６４号
千葉県市原市海士有木1737番地16　ボナール201
債務者　三田ふさ子
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７５号
千葉県船橋市西習志野３丁目31番６号、申立時の住所千葉県船橋市薬円台４丁目３番23号
債務者　本間　一重
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９６号
千葉市稲毛区あやめ台２番33棟207号
債務者　加瀬　幸司
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０４号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番１棟403号
債務者　齊藤　俊八
１　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係